

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 再編 特例 措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|--|-----------------|------|-------|-------|--------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------------|------------|------------------------------------|-------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準口で該当する要件 | 接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策 | 基準二で該当する要件(別表7のみ) |
| たつの市 | 有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 | (1) 新宮区域 | 光都 | 新宮区域 | 新宮駅 | 往 km 復 km | 292日 | 12,848回 | | 区域運行 | ① | 播磨新宮駅で地域間幹線系統山崎一新宮駅、山崎一大イセル線に接続 | ③ |
| | 有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 株式会社赤とんぼ観光 株式会社ミツバタクシー | (2) 龍野東区域 | 追分 | 龍野東区域 | 龍野橋東詰 | 往 km 復 km | 292日 | 8,176回 | | 区域運行 | ① | 龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野一姫路駅、山崎一大イセル線に接続 | ③ |
| | 株式会社龍野タクシー 株式会社赤とんぼ観光 株式会社ミツバタクシー | (3) 龍野西区域 | 小丸 | 龍野西区域 | 龍野橋東詰 | 往 km 復 km | 292日 | 7,821回 | | 区域運行 | ① | 龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野一姫路駅、山崎一大イセル線に接続 | ③ |
| | 株式会社龍野タクシー 株式会社赤とんぼ観光 株式会社ミツバタクシー | (4) 摂保川区域 | 大門 | 摂保川区域 | 龍野橋東詰 | 往 km 復 km | 292日 | 6,424回 | | 区域運行 | ① | 龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野一姫路駅、山崎一大イセル線に接続 | ③ |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 再 編 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|--|-----------------|------|-------|-------|--------------|----------------|----------------|----------------------------|-------------------------------|------------|------------------------------------|-----------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準口で該当する要件 | 接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策 | 基準ニで該当する要件 (別表7のみ) |
| たつの市 | 有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 | (1) 新宮区域 | 光都 | 新宮区域 | 新宮駅 | 往 km 復 km | 293日 | 12,892回 | | 区域運行 | ① | 播磨新宮駅で地域間幹線系統山崎-新宮駅、山崎-ダイセル線に接続 | ③ |
| | 有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 株式会社赤とんぼ観光 株式会社ミツバタクシー | (2) 龍野東区域 | 追分 | 龍野東区域 | 龍野橋東詰 | 往 km 復 km | 293日 | 8,204回 | | 区域運行 | ① | 龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野-姫路駅、山崎-ダイセル線に接続 | ③ |
| | 株式会社龍野タクシー 株式会社赤とんぼ観光 株式会社ミツバタクシー | (3) 龍野西区域 | 小丸 | 龍野西区域 | 龍野橋東詰 | 往 km 復 km | 293日 | 7,848回 | | 区域運行 | ① | 龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野-姫路駅、山崎-ダイセル線に接続 | ③ |
| | 株式会社龍野タクシー 株式会社赤とんぼ観光 株式会社ミツバタクシー | (4) 捨保川区域 | 大門 | 揖保川区域 | 龍野橋東詰 | 往 km 復 km | 293日 | 6,446回 | | 区域運行 | ① | 龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野-姫路駅、山崎-ダイセル線に接続 | ③ |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

32年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 再編 特例 措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|---|-----------------|------|-------|-------|-----------|----------------|----------------|----------------|-------------------------------|------------|------------------------------------|-----------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準口で該当する要件 | 接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策 | 基準二で該当する要件 (別表7のみ) |
| たつの市 | 有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 | (1) 新宮区域 | 光都 | 新宮区域 | 新宮駅 | 往復 km | 294日 | 12,936回 | | 区域運行 | ① | 播磨新宮駅で地域間幹線系統山崎－新宮駅、山崎－ダイセル線に接続 | ③ |
| | 有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 | (2) 龍野東区域 | 追分 | 龍野東区域 | 龍野橋東詰 | 往復 km | 294日 | 8,232回 | | 区域運行 | ① | 龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続 | ③ |
| | 株式会社龍野タクシー 株式会社赤とんぼ観光 株式会社ミツバタクシー | (3) 龍野西区域 | 小丸 | 龍野西区域 | 龍野橋東詰 | 往復 km | 294日 | 7,875回 | | 区域運行 | ① | 龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続 | ③ |
| | 株式会社龍野タクシー 株式会社赤とんぼ観光 株式会社ミツバタクシー | (4) 摂保川区域 | 大門 | 摂保川区域 | 龍野橋東詰 | 往復 km | 294日 | 6,468回 | | 区域運行 | ① | 龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続 | ③ |
| | | | | | | | | | | | | | |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|------|
| 市区町村名 | たつの市 |
|-------|------|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 64,997 |
| 交通不便地域 | |

交通不便地域の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|----|------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

国庫補助上限額の算定

| 対象人口 | 算定式 | 国庫補助上限額 |
|--------|------------------------|----------|
| 64,997 | 64,997人 × 150円 + 240万円 | 12,149千円 |

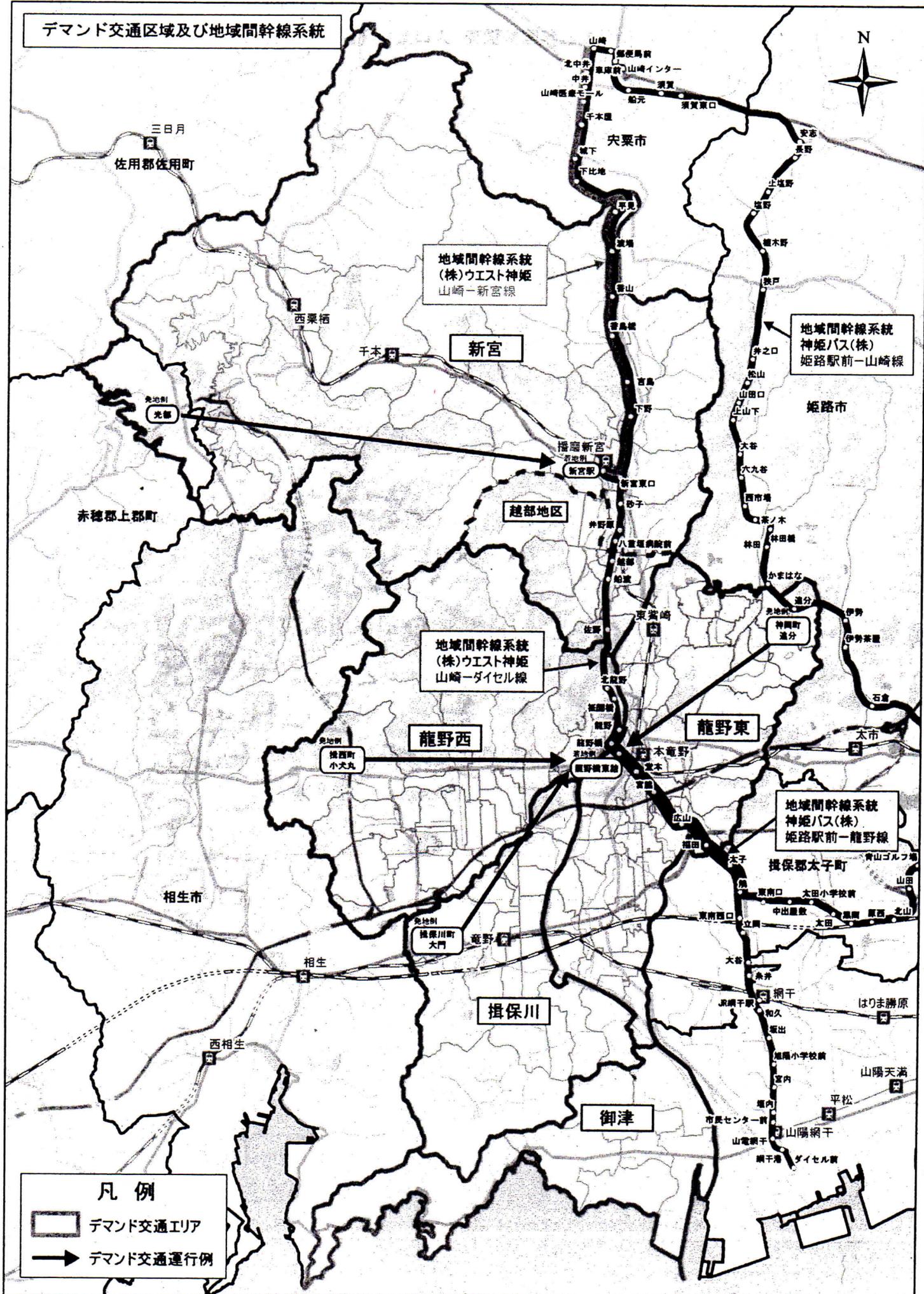
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑯)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

デマンド交通区域及び地域間幹線系統



平成27年国勢調査 人口集中地区（たつの市）

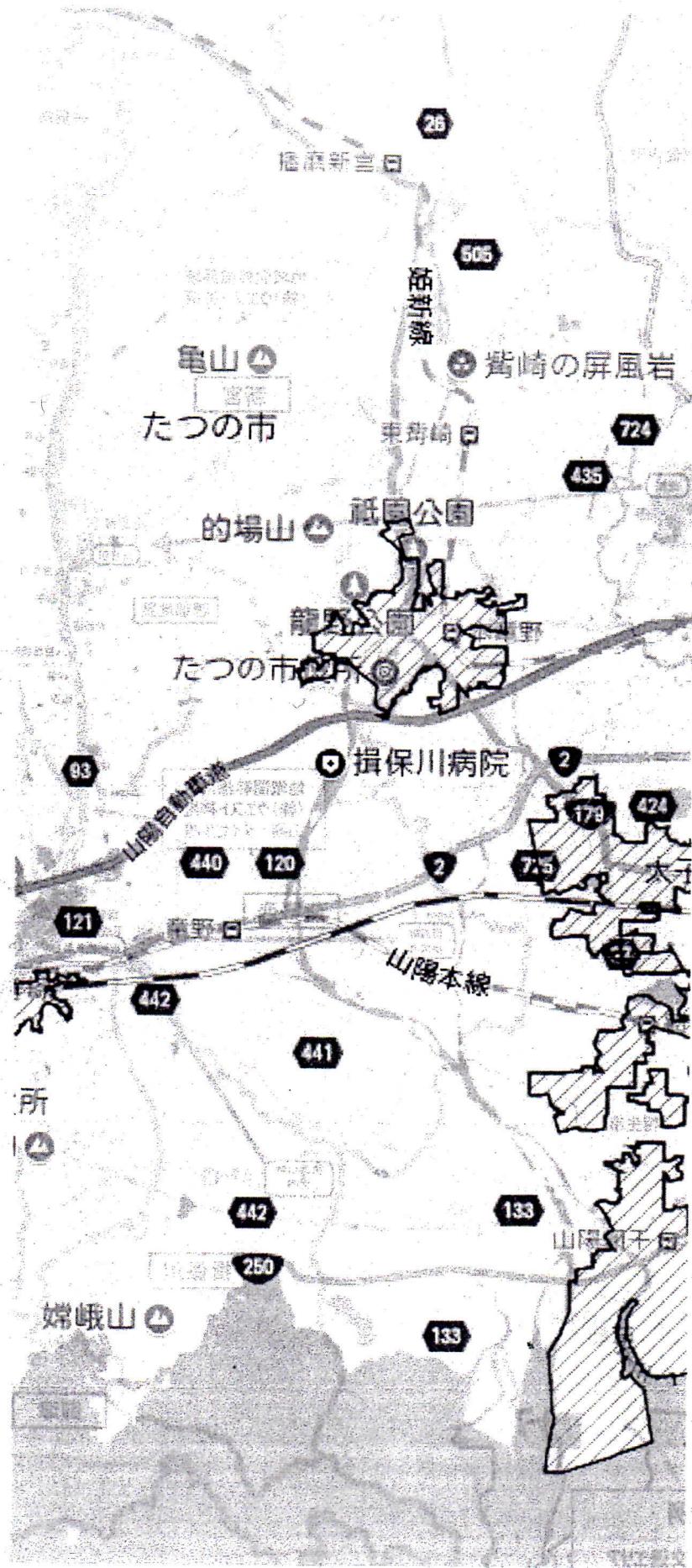


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成29年度

| 都道府県 (市区町村) | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円) | 国庫補助金 内定申請額 (千円) | 再 編 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | | | |
|------------------------------------|------------|-----------------|---------------------------------|------------------------|----------------------------|-------------------------------|----------------|--|---------------------------|--|--|
| | | | | | | 乗合バス型 ／デマンド型 の別 | 基準口で該 当する要件 | 接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策 | 基準二で該 当する要件 (別表7のみ) | | |
| 兵庫県 (たつの市) | (有)はりまタクシー | (1) 新宮エリア | 3,667.0 | 8,987 | | デマンド型 | ① | 播磨新宮駅で地域間 幹線系統山崎-新宮 駅、山崎-ダイセル線に 接続 | ① | | |
| | 新宮タクシー(株) | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス 停で地域間幹線 系統龍野-姫路 駅、山崎-ダイセ ル線と接続 | ① | | |
| | (有)はりまタクシー | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス 停で地域間幹線 系統龍野-姫路 駅、山崎-ダイセ ル線と接続 | ① | | |
| | 新宮タクシー(株) | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス 停で地域間幹線 系統龍野-姫路 駅、山崎-ダイセ ル線と接続 | ① | | |
| | (株)龍野タクシー | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス 停で地域間幹線 系統龍野-姫路 駅、山崎-ダイセ ル線と接続 | ① | | |
| | (株)赤とんぼ観光 | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス 停で地域間幹線 系統龍野-姫路 駅、山崎-ダイセ ル線と接続 | ① | | |
| | (株)ミツバタクシー | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 と接続 | ① | | |
| | (株)龍野タクシー | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 と接続 | ① | | |
| | (株)赤とんぼ観光 | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 と接続 | ① | | |
| | (株)ミツバタクシー | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 と接続 | ① | | |
| | (株)龍野タクシー | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 と接続 | ① | | |
| | (株)赤とんぼ観光 | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 と接続 | ① | | |
| | (株)ミツバタクシー | | | | | デマンド型 | ① | 龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 と接続 | ① | | |
| 合 計 | | | | 8,987 | | | | | | | |
| 国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額) | | | | 8,987 | 国庫補助上 限額(千円) | | 13,325 | | | | |

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

| | | |
|------|---|--------|
| 事業者名 | 共同運行((有)はりまタクシー、新宮タクシー(株)、(株)龍野タクシー、(株)赤とんぼ観光、(株)ミツバタクシー) | 平成29年度 |
|------|---|--------|

1. 申請事業者の概要

①【(有)はりまタクシー】

| 補助対象期間の 前々年度の 損益状況 | 乗合バス事業・自家用有償旅客運送 | | | | | |
|----------------------------------|------------------|--|-------|---------|---------|------------|
| | 営業収益 | 2,880 千円 | 営業外収益 | 0 千円 | 経常収益(イ) | 2,880 千円 |
| | 営業費用 | 9,694 千円 | 営業外費用 | 0 千円 | 経常費用(ロ) | 9,694 千円 |
| 補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ) | | ▲ 6,814 千円 | 営業外損益 | 0 千円 | 経常損益 | ▲ 6,814 千円 |
| 台 | 2 | 補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ) | 時間 | 1,920.0 | 経常収支率 | 29.70 % |

②【新宮タクシー(株)】

| 補助対象期間の 前々年度の 損益状況 | 乗合バス事業・自家用有償旅客運送 | | | | | |
|----------------------------------|------------------|--|-------|---|---------|------------|
| | 営業収益 | 2,880 千円 | 営業外収益 | 0 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>2,880 千円</td> | 経常収益(イ) | 2,880 千円 |
| | 営業費用 | 9,785 千円 | 営業外費用 | 0 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>9,785 千円</td> | 経常費用(ロ) | 9,785 千円 |
| 補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ) | | ▲ 6,905 千円 | 営業外損益 | 0 千円 | 経常損益 | ▲ 6,905 千円 |
| 台 | 2 | 補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ) | 時間 | 1,920.0 | 経常収支率 | 29.43 % |

③【(株)龍野タクシー】

| 補助対象期間の 前々年度の 損益状況 | 乗合バス事業・自家用有償旅客運送 | | | | | |
|----------------------------------|------------------|--|-------|---|---------|------------|
| | 営業収益 | 2,880 千円 | 営業外収益 | 0 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>2,880 千円</td> | 経常収益(イ) | 2,880 千円 |
| | 営業費用 | 9,077 千円 | 営業外費用 | 0 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>9,077 千円</td> | 経常費用(ロ) | 9,077 千円 |
| 補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ) | | ▲ 6,197 千円 | 営業外損益 | 0 千円 | 経常損益 | ▲ 6,197 千円 |
| 台 | 2 | 補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ) | 時間 | 1,920.0 | 経常収支率 | 31.72 % |

④【(株)赤とんぼ観光】

| 補助対象期間の 前々年度の 損益状況 | 乗合バス事業・自家用有償旅客運送 | | | | | |
|----------------------------------|------------------|--|-------|---|---------|------------|
| | 営業収益 | 2,880 千円 | 営業外収益 | 0 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>2,880 千円</td> | 経常収益(イ) | 2,880 千円 |
| | 営業費用 | 9,195 千円 | 営業外費用 | 0 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>9,195 千円</td> | 経常費用(ロ) | 9,195 千円 |
| 補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ) | | ▲ 6,315 千円 | 営業外損益 | 0 千円 | 経常損益 | ▲ 6,315 千円 |
| 台 | 2 | 補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ) | 時間 | 1,920.0 | 経常収支率 | 31.32 % |

⑤【(株)ミツバタクシー】

| 補助対象期間の 前々年度の 損益状況 | 乗合バス事業・自家用有償旅客運送 | | | | | |
|----------------------------------|------------------|--|-------|--|---------|------------|
| | 営業収益 | 2,880 千円 | 営業外収益 | 0 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>2,880 千円</td> | 経常収益(イ) | 2,880 千円 |
| | 営業費用 | 10,002 千円 | 営業外費用 | 0 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>10,002 千円</td> | 経常費用(ロ) | 10,002 千円 |
| 補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ) | | ▲ 7,122 千円 | 営業外損益 | 0 千円 | 経常損益 | ▲ 7,122 千円 |
| 台 | 2 | 補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ) | 時間 | 1,920.0 | 経常収支率 | 28.79 % |

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

| 補助ブロック名 | 補助対象事業者の時間当たり経常費用 口÷ハニニ=ホ | 地域時間当たり標準経常費用 ^ | 時間当たり経常費用 ホとへいすれか少ない額ト | 時間当たり経常収益 イ÷ハニニ=チ |
|----------------|------------------------------|--------------------|---------------------------|----------------------|
| 近畿((有)はりまタクシー) | 2,524円47銭 | 2732円.72銭 | 2,524円.47銭 | 750円.00銭 |
| 北近畿(新宮タクシー株) | 2,548円17銭 | | 2,548円.17銭 | 750円.00銭 |
| 北近畿(株)龍野タクシー | 2,363円80銭 | | 2,363円.80銭 | 750円.00銭 |
| 北近畿(株)赤とんぼ観光 | 2,394円53銭 | | 2,394円.53銭 | 750円.00銭 |
| 北近畿(株)ミツバタクシー | 2,604円68銭 | | 2,604円.68銭 | 750円.00銭 |
| 北近畿(平均) | 2,487円13銭 | | 2,487円.13銭 | 750円.00銭 |

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

| 補助ブロック名 | 申請番号 | 運行系統名 | 運行系統 | | 計画運行日数 | 計画運行回数 | 1回当たりサービス提供時間 | リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 | リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 | 補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率 | 計画サービス提供時間 |
|---------|------|-------|--------|-----|--------|--------|---------------|----------------------------|----------------------------------|--|-------------------|
| | | | 発地 | 着地 | | | | | | | |
| 北近畿 | 1 | 新宮 | 光都 | 新宮 | 新宮駅 | 217日 | 8,444.0回 | 0.5 時間 | 0 時間 | 0 時間 | 100.00% 4222.0 時間 |
| | 2 | 龍野東 | 神田辻分 | 龍野東 | 龍野東東口 | 148日 | 4,144.0回 | 0.5 時間 | 0 時間 | 0 時間 | 100.00% 2072.0 時間 |
| | 3 | 龍野西 | 龍野町小太丸 | 龍野西 | 龍野西東口 | 148日 | 3,964.0回 | 0.5 時間 | 0 時間 | 0 時間 | 100.00% 1982.0 時間 |
| | 4 | 揖保川 | 揖保川新大門 | 揖保川 | 揖保川東口 | 148日 | 4,144.0回 | 0.5 時間 | 0 時間 | 0 時間 | 100.00% 2072.0 時間 |
| 合計 | | 系統 | | | | | | 2 時間 | 0 時間 | 0 時間 | 10348.0 時間 |

| 補助ブロック名 | 申請番号 | 補助対象経常費用の見込額 | 経常収益の見込額 | 補助対象経常費用から経常収益を控除した額 | タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの | 補助対象経費 | 補助対象経費の1/2 | 国庫補助上限額 | 国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいすれか少ないほうの額) | |
|---------|------|--------------|------------|----------------------|---|-----------|------------|----------|--------------------------------|---|
| | | | | | | | | | ラ | ム |
| 北近畿 | 1 | 10,500,662円 | 3,166,500円 | 7,334,162円 | 7,334,162円 | 7,334 千円 | 3,667.0 千円 | | | |
| | 2 | 5,153,333円 | 1,554,000円 | 3,599,333円 | 3,599,333円 | 3,599 千円 | 1,799.5 千円 | | | |
| | 3 | 4,929,491円 | 1,486,500円 | 3,442,991円 | 3,442,991円 | 3,442 千円 | 1,721.0 千円 | | | |
| | 4 | 5,153,333円 | 1,554,000円 | 3,599,333円 | 3,599,333円 | 3,599 千円 | 1,799.5 千円 | | | |
| 合計 | | 25,736,819円 | 7,761,000円 | 17,975,819円 | 17,975,819円 | 17,974 千円 | 8,987 千円 | 13,325千円 | 8,987 千円 | |

| 補助ブロック名 | 申請番号 | 経常費用から経常収益を控除した額 | 損失額から国庫補助額を控除した額 | ノの負担者とその負担割合 | | | | | | |
|---------|-------|------------------|------------------|--------------|------|------------|------|-------|------|---------------|
| | | | | 都道府県 | | 市区町村 | | その他の者 | | 事業者自己負担 |
| ホ×ワヨ=ウ | ウーム=ノ | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | 「その他の者」の具体的概要 |
| 北近畿 | 1 | 7,334,162円 | | | | | | | | |
| | 2 | 3,599,333円 | | | | | | | | |
| | 3 | 3,442,991円 | | | | | | | | |
| | 4 | 3,599,333円 | | | | | | | | |
| 合計 | | 17,975,819円 | 8,988,819円 | 0円 | 0% | 8,988,819円 | 100% | 0円 | 0% | 0円 |

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自締第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数ではなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 同一補助ブロックの市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ワ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てる)こと。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てるうこと。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2)添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|------|------|
| 市町村名 | たつの市 |
|------|------|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 68,838 |
| 交通不便地域 | |

交通不便地域の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|----|------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

国庫補助上限額の算定

| 対象人口 | 算定式 | 国庫補助上限額 |
|--------|--------------------|----------|
| 68,838 | 68,838人×150円+300万円 | 13,325千円 |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)(⑫))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)